

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型） を実施する者に対する補助事業の第2回公募についての公示

令和7年6月27日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

この度、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）を実施する者に対する補助事業の第2回公募を開始しますので、お知らせします。

※本事業の詳細は、別紙をご参照ください。

※本公募は、地域モデル実装型を実施する者に対する補助事業の第1回公募とは異なりま
すので、ご留意ください。

※令和7年度予算の執行状況等に応じ、追加公募する可能性があります。

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とするものです。

1. 補助対象とする事業の内容

地域グループは、木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組（以下「広域モデル策定型」という。）を実施することができる。

2. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、地域グループであって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- （4）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- （5）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

3. 事業期間（予定）

採択後※ ～ 令和8年1月30日（金）

※採択通知は、令和7年8月下旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

4. 事業の要件

1. について補助を受けようとする事業は、次の（1）から（8）までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

- （1）地域グループが事業を実施すること。
- （2）地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。
- （3）広域モデル策定型を行う地域グループとして、災害発生時に備えて事前に取り組む必要のある理由についての分析を行い、実施しようとする内容が当該課題に向けて適切なものとなっていること。
- （4）広域モデル策定型に係る具体的な年度目標を設定し、当該年度目標の達成状況を年度末に報告すること。また、長期目標についても、可能な限り設定し、必要に応じて報告すること。官民連携協議会（仮称）※等において、必要な報告を求められることがある。
※本事業の成果の共有等を含め、地方公共団体、民間事業者等から構成され、大規模災害発生時等における住まい確保に係る官民連携のあり方等を議論する場として、令和7年度中（令和8年1月から3月を目途）の発足を目指すもの。
- （5）広域モデル策定型の内容が、（4）に掲げる目標の達成に資するように適切に設定されていること。
- （6）広域モデル策定型に係る検討・実施体制及び実施環境が、（4）に掲げる達成目標及び（5）に掲げる取組内容と整合していること。
- （7）他の補助金等が交付されている、またはその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。
- （8）1. に掲げる事業の一環として、研修・訓練を実施する場合には、参加者（受講

者)に適切な参加費用を求めること。なお、その他取組については、参加者等に参加費用を求めることは要しない。

5. 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
電子メール hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

(2) 受付方法

- ・電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない）。
- ・質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月18日（金）18:00まで

6. 公募要領の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月18日（金）18:00まで

(2) 担当部局

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）評価事務局
（一社）木を活かす建築推進協議会
電子メール kurashian@kiwoikasu.or.jp

(3) 方法

上記担当部局にて電子媒体をもって配布する。
公募要領の交付を希望する場合は、（2）の電子メールアドレスへその旨連絡すること。

7. 提案書等の提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）18:00まで（必着）

(2) 場所

6.（2）の担当部局

(3) 方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎 2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法（電子メール）にて受け付ける（来訪等による問い合わせには対応しない）。

8. 審査・採択方法

提出された提案書等について、書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る令和7年度予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は6.(2)に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。